

秩父市農業委員会 令和5年 第3回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和5年3月22日(水) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和5年3月22日(水) 午後3時55分
- (3) 場所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	欠席
7番	横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	欠席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	欠席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長 印 会長職務代理者 印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第 1 開会・開議
- 日程第 2 議事日程の報告
- 日程第 3 総会成立の報告
- 日程第 4 議事録署名委員の指名
- 日程第 5 諸報告
- 日程第 6 審議議案の報告
- 日程第 7 議案審議

- 議案第 7 号 農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について (1 件)
- 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1 件)
- 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件)
- 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (3 件)
- 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について (1 件)
- 議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について (1 件)
- 議案第 13 号 農用地利用配分計画の意見について (1 件)
- 議案第 14 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1 件)

日程第 8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職 名	氏 名	備考	職 名	氏 名	備考
事務局長	川 上 貴		主席主幹	小 嶋 祥 弘	書記
参 与	宮 前 房 男		主 事	川 上 僚 太	書記
主 幹	千 島 修		主 査	笠 原 信 之	
主 事 補	見 澤 俊 亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（桑東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和5年第3回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（桑東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（桑東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

川上事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中11名です。

議長（桑東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（桑東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（桑東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。6番 彦久保利平委員及び7番 横田友委員、以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（桑東男会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に 処理した案件はございません。

日程第6 審議議案の報告

議長（桑東男会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。
川上事務局長

【議案説明】議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書4ページ 議案第10号 番号2と3 の申請事由の欄 それぞれに追認の追記をお願いいたします。また議案書5ページ議案第11号請事由の欄に追認の追記をお願いいたします。

本日、ご審議頂く議案でございますが

議案第 7号 農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について が1件

議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件

議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について が2件

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について が3件

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について が 1 件
議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について が 1 件
議案第 13 号 農用地利用配分計画の意見について が 1 件
議案第 14 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について が 1 件
以上でございます。 よろしく申し上げます。

日程第 7

議案審議 議案第 7 号「農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止」について（1 件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第 7 号「農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について」を議題といたします。事務局より議案の説明をいただきます。

事務局（川上事務局長） 私から議案第 7 号について説明します。

議案第 7 号について説明させていただきます。

前もってお配りさせていただきました資料、「事務連絡令和 4 年 12 月 16 日付け農地法改正に伴う下限面積要件の廃止に係る留意事項について」と併せて説明させていただきます。これは農地法改正について農業経営基盤法強化促進法の一部を改正する法律の規定に伴い改正前の農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定が削除される事となります。いわゆる下限面積が廃止されることとなるものです。秩父市農業委員会では、下限面積について公示しておりますが、法律の改正に伴い効力が失われることとなり、農地の権利取得者から誤解を招くことの無いよう、別段の面積を廃止する公示を行いたく、皆様にご審議をお願いするものでございます。

議長（糸東男会長） はい。事務局の説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） いかがでしょうか。意見、質疑はございませんか。

13 番設樂治男委員 下限面積の廃止ということですが、農地法 3 条の要件を満たせば、面積に係らず農地を取得できるということでしょうか。

事務局（川上事務局長） 設樂委員さん、お話のとおり新たな農業経営のため農地を取得するための面積について制限が無くなるということでございます。

議長（糸東男会長） ほかに何かございますでしょうか。法律による下限面積の廃止ということですのでご理解を頂きたいと思えます。

議長（糸東男会長） 他に質疑ございませんか、質疑無しと認めます。質疑を終結してよろしいでしょうか。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第 7 号「農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について」賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、原案のとおりすることに決しました。ありがとうございました。

議案第 8 号上程 農地法第 3 条の規定による許可申請について（1 件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。この案件は申請代理人を 14 番設樂治男委員が務めております。従いまして議事参与の案件となりますので設樂委員におかれましては退席をお願いいたします。 ・ ・ 設樂委員退席 ・ ・
事務局に議案の説明をいただきます。

事務局（川上主事） 番号1とについて説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、・・・字・・・畑〇筆 〇〇㎡で申請地は令和〇年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、・・・から北東に約〇〇m離れた場所に位置しています。譲受人は申請地付近に居住しており、このたび、当地を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡しの話がまとまり、申請に至りました。申請の目的は農業経営規模の拡大です。

農作業歴は53年で、農作業従事者は常時1名、臨時30名を予定しています。また、農機具は耕うん機（3台）、トラクター（3台）、^{ほりとりき}掘取機（3台）、軽トラ（2台）を所有しています。

現在の農地所有面積は太田地内に自作地が畑〇〇〇㎡で、貸付地が〇〇〇㎡で内訳は田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡で〇〇地内の下限面積要件20aを満たしております。なお、先述の農地とは別に譲受人が所有する農地に建物が建っています。この建物は農業用施設であるため、後ほど農業用施設の届出が提出される予定になっています。また、今回の申請には、届出を提出をする旨を記載した確約書が添付されております。作付計画ではこんにゃくを栽培する予定になっています。現地を確認しましたところ、申請地は保全管理の状態として利用されておりました。

議長（糸 東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 黒澤 昌治委員 8番黒澤です。只今、事務局より説明のあったとおりでございます。先日、事務局、富田推進委員と現地を確認したところ保全管理状況となっております。特に問題は無いと思いますが、本日富田推進委員が欠席となっております。以上ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） 質疑、ご意見ありませんか。質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号について賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。13番設楽委員におかれましては席にお戻りいただくようお願いいたします。

事務局（川上事務局長） 議案第7号について補足説明をさせていただきます。別段の面積の廃止でございますが、本年度末を以って廃止でございます。よろしくお願いたします。

議案第9号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （2件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） 私からは番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は・・・畑〇筆〇〇〇㎡で、平成〇〇年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は・・・から東南東に約〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は集合住宅の建設です。申請事由ですが、申請者は高齢により、今後農地として土地を管理していくことが難しいため、生活環境が整っており利便性もある当申請地に・・・を建築したいとして申請されました。計画では、申請地上に・・・1棟を建築する予定です。資金計画も整っており、また、隣接には農地がなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号2について説明いたします。

申請者、施設の概要等は議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は・・・字・・・〇〇番〇 畑〇筆 〇〇〇㎡ ・・・・の北〇〇m付近に位置し、平成〇〇年〇月に相続により取得した土地になります。立地の基準につきましては市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用の目的は〇〇の建設です。申請事由ですが申請者は高齢となり、農地として維持管理していくことが難しくなり安定した賃貸収入を得るため、〇〇を建築するものです。隣接地に農地は無く、資金計画も整っております。なお申請地は、埋蔵文化財包蔵地〇〇・・・内に該当するため文化財保護法第93条第1項の規定により、秩父市文化財保護課が埋蔵文化財確認のための調査を〇月〇日実施し、埋蔵文化財は確認されませんでしたので開発に伴う記録・保存調査の必要は無いとの事です。また開発行為が1,000㎡以上となるので秩父市開発行為に関する指導要綱に基づく事業計画事前協議の申し出に係る手続きが必要となっております。現在手続き中でございます。現地を確認したところ保全管理されている農地でした。説明は以上です。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番 加藤 勝市委員 4番加藤です。議案第9号番号1について意見を申し上げます。

事務局からただ今説明のありましたとおり、周囲の宅地化の状況、3種農地、必要書類が整っているとのことでありますので、やむを得ないと現地確認をしまいいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

3番 長谷川 満委員 3番長谷川です。2番の案件について説明いたします。詳細は事務局説明のとおりです。この土地は・・・に面する〇〇㎡を超える大きな土地です。よく整備され日当たりも良く、雑草も生えていない保全管理されている農地ですが共同住宅を建設することです。ただ土地所有者が高齢であり、近隣の宅地化も進んでいるのでやむを得ないと思われまます。以上ご審議をお願いいたします。

議長（桑東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。議案第9号1番、2番いかがでしょうか。

・・・無しの声あり・・・

議長（糸東男会長）ほかに質疑、意見等ございませんか。質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第9号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長）全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第10号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （3件）

議長（糸東男会長）次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与）議案書4ページをお開きください。私からは、番号1について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約書の内容は議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は・・・字・・・〇〇番 畑 〇筆 〇〇〇㎡・・・北北西〇〇m付近に位置している土地で譲渡人が令和〇年〇月に相続により取得した土地でございます。立地の基準に付きましては市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は・・・の建築です。申請事由ですが譲受人は現在、借家住まいで親の住まいに近接した親の土地を使用貸借して、住宅を建築し、移住するものです。申請地は・・・より約〇〇m高い土地であり、親所有の道路敷地を一体利用する計画となります。道路敷地の延長部分の申請地には幹線道路内の下水道放管に接続する形で汚水柵の設置及び砂利が敷いてあるため譲渡人からは始末書の提出がございました。資金計画は整っており隣接地に農地はございません。現地を確認したところ保安全管理されている畑でした。説明は以上です。

事務局（小嶋主席主幹）私からは番号2及び3について説明いたします。

番号2について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は・・・字・・・畑〇筆 〇〇㎡で、昭和〇〇年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は・・・から北に〇〇〇m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅用地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は申請地について先代の昭和〇〇年〇月頃から宅地との一体利用をしており、先代の時に土地交換により取得し手続きが完了していたと思っていたところ、測量調査により土地交換手続きがなされておらず、申請地が農地であることが判明しました。そのため、現在宅地と一体利用され住宅及び物置が建築されており、今後も使用していきたいとして申請されました。一体利用面積は宅地〇筆との合計で〇〇〇㎡となります。なお、交換対象地の地目は宅地となっており、現在は進入路として使用しております。土地の交換による取得となるため、資金は発生しないとのことです。なお、〇〇年近く現況の状況であることから、本申請地に隣接する農地所有者からの承諾書の添付はありませんでした。現地を確認しましたところ、申請地は宅地と一体利用されており、住宅1棟が建築されておりました。

つづきまして、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は・・・字

・・・畑 ○筆○○㎡で、昭和○○年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は・・・から北北東に○○○m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は道路です。申請事由ですが、申請地は○○年以上前から道路敷として利用しており、隣接地の土地所有者も以前から使用していたとのことです。周辺の土地測量調査をしたところ、申請地である現況の道路敷が公図上の道路敷でないことが判明しました。公図上の道路敷は市道との間に60センチ程度の石積があり、現況は畑となっており是正することも困難であるため、譲渡人である秩父市道路管理課及び用地課と協議し、現公道を廃道とし、申請地を廃道と交換し認定外道路とするために転用したいとして申請されました。秩父市用地課への公共物用途廃止申請及び不用道路敷地等交換申請書は提出受理されております。計画の内容としては、幅2mの公道として使用する計画となっております。隣接の農地所有者からの承諾書が添付されております。交換による移転のため、あらたな資金は発生しない計画となっております。現地を確認したところ、道路状態となっております。説明は以上です。

議長（衆東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番 長谷川 満委員 3番長谷川です。議案第10号1番の案件です。詳細は事務局説明のとおりです。地権者は案内図では右側の土地に居住しております。実情は・・・が家を建てるということで、親の面倒を見るので親の土地を借りるものです。農地として、柿が4~5本、ネギが少し植えてあり自己用ということでした。保全管理に近い状態でした。将来は・・・さんが残った農地で耕作をしてもらえば良いと思います。以上ご審議をお願いします。

9番 青野 孝司委員 9番青野です。番号2と番号3について意見を申し上げます。いずれも概要は事務局説明のとおりです。番号2は追認案件ですので始末書も添付されておりやむを得ないと思います。番号3についてですが、当該農地は○○年以上前から道路敷として使用していたとの事

です。今回この道路敷が公図上の道路敷では無いことが判明したため、秩父市と協議し交換に至ったとの事です。こちらもやむを得ないと感じました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。

2番 上井克彦委員 2番上井です。市が道路を造るのに、農業委員会の許可が必要となるのでしょうか。

事務局（小嶋主席主幹）案内図をご覧ください。現状道路となっているところが農地。公図上で道路（赤道）となっているところが畑です。譲渡人は市の担当課と協議し、今回の申請に至ったものです。市が主導で行う場合は土地収用法などで、農業委員会に諮る案件ではございませんが、譲渡人の申請で交換を行うものなので、埼玉県にも確認したところ農地法の適用を受け今回の申請となりました。

2番 上井克彦委員 よく解りません。市が（主導で）行うべきなのでは。なぜ譲渡人が申請なのが理解出来ない。

事務局（小嶋主席主幹）市が主導ではなく、譲渡人主導の案件でございます。道路を過去から畑として耕作しており、農地を近隣住民も道路として使用しており、将来も道路として使用したいと

の事から、今回整理をしておきたい。現状の農地に道路があり、今後道路としてしまうと効率的な耕作も出来ないことから市と相談し交換ということになったので、今回の申請となったものでございます。

・・・休憩・・・

13番設楽委員より、私道としての通行権、公衆用道路としての通行権について説明あり。

議事再開

9番青野 孝司委員 申請地は長年道路として使用され、申請者も道路と思い込んでいた。また赤道を畑と思い込んで耕作をしていた。今回測量した結果、誤りを見つけたので申請に至ったものです。色々と勘察し、申請者が手続き、申し出を行っているような状況です。

議長（糸東男会長） 如何でしょうか。ほかに質疑、意見等ございませんか。質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第10号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第11号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について （1件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上事務局長） 議案第11号について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。本案件は令和4年3月の総会で、ご承認を頂いた案件でございますが、今回追認で、一時転用期間の延長をするものでございます。申請地は、・・・畑〇筆 〇〇㎡で、昭和〇〇年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、・・・の北西約〇〇メートル付近にあります。なお当申請地は、令和2年第1回総会において、・・・として、別の譲受人が5条申請をして、審議され、許可を受けたのち、コロナ禍の影響を受け、事業実施が困難となり、取り消し申請をされた経緯がございます。受人は、隣接地で自動車の販売、仲介、斡旋、修理等の事業を行っておりますが、反対側の土地、・・・〇〇番1、〇〇番の畑を令和4年9月の総会において5条申請により権利移転の承認を受けておりますが、書類の不備などから、許可権者であります埼玉県より転用許可が下りていないことから指導があ

り、今回の変更申請となったものでございます回の延長に伴う資金調達計画は整っており、隣接農地は譲渡人のみで、周辺農地への影響は特にないと思われま。以上ご審議をお願いいたします。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

12番豊田 恵男委員 12番豊田です。現地は事務局説明のとおりです。農地転用手続きに時間を要しており、やむを得ないと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。併せて議案に対する意見を伺います。

4番加藤 勝市委員 4番加藤です。5条申請において許可を得ているが、書類不備により転用出来ず、今使用している一時転用地の延長を行いたい。そういう理解でよろしいのでしょうか。

事務局（川上事務局長）はい。そのとおりです。

・・・休憩・・・(14時59分～15時30分)

コロナ禍により書類が整わないことから、転用が遅れていること。

2区倉林農地利用最適化推進委員から、農地法に違反する案件があり、是正措置について各委員、推進委員で意見交換がされた。この意見交換を基に議事を再開。

議長（桑東男会長）休憩前に戻りまして議案第11号について審議を再開いたします。

事務局（川上事務局長）前回の一時転用申請の時に、砂利が敷かれており始末書が添付されておりましたので、今回は期日を設け、是正を行う確約書を提出させたいと考えております。

議長（桑東男会長）事務局長説明のとおり、条件を付した確約書を提出させるということによろしいでしょうか。第11号については条件付きで許可をすることによろしいでしょうか。

議案第11号についてお諮りいたします。賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（桑東男会長）賛成多数であります。よって、本案は、条件付きで申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第12号農用地利用集積計画の決定について

議長（桑東男会長）議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事）番号1について説明をいたします。本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和5年3月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、・・・・・・畑 〇筆 計 〇〇〇㎡です。土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は、・・から北東に約〇〇m付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和5年6月1日から5年間です。申請地については、農地中間管理事業で、平成30年から令和10年まで利用権が設定されておりましたが、土地の所有者が変更になったため、改めて貸し付けを行うものです。本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。なお、現地を確認いたしましたところ、現地は耕作されている状況でした。説明は以上です。

議長（桑東男会長）事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番設楽 治男委員 13番設楽です。議案第12号について説明いたします。本件は貸付人が農地として贈与を受けた土地について、中間管理機構に貸付けを行うもので問題は無いと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

4区齊藤 稔農地利用最適化推進委員 4区推進委員の齊藤です。3月16日に現地確認を実施しました。現地は、小麦等が栽培されておりまして特に問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長（桑東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（桑東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案12号について、市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（桑東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決することといたしました。

議案第13号農用地利用配分計画の意見について

議長（桑東男会長） 議案第13号農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお借受人である農事組合法人 大田営農の役員を8番黒沢昌治委員が務めております。従いまして議事参与の案件となりますので黒沢委員におかれましては退席をお願いいたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主事） それでは、議案第13号について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和5年3月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第12号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。借受人は、・・・で、配分を受けた後は、麦及び大豆の栽培を行う計画です。賃借期間については、令和5年6月1日より5年間で、賃料は10aあたり 〇〇〇円です。なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番設楽 治男委員 13番設楽です。議案第13号について説明いたします。議案第12号に引き続き問題は無いと思われまますのでご審議よろしくお願いたします。

4区齊藤 稔農地利用最適化推進委員 4区の齊藤です。先程事務局から説明がありました。すでに現地は小麦が大田営農によって耕作されているので問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いたします。

議長（桑東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

・・・無しの声有り・・・

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案13号について、農用地利用配分計画に対する意見は無い旨を市長に答申することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、意見なしとすることに、決しました。議案13号の審議は終了しました。黒沢委員におかれましては席にお戻り頂くようお願いいたします。

議案第14号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

議長（糸東男会長） 議案第14号農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（笠原主査） 案第14号について説明をいたします。

議案書の最後のページをご覧ください。私からは、番号1について説明いたします。

申請地は、・・・字・・・番1 畑〇筆〇〇㎡の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするもので、所有者から非農地判断について申し出があったものです。対象地が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、農林水産省経営局が平成21年12月11日制定した「農地法の運用について」第4の(4)の非農地の判断基準に照らし、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に農地に該当しないものと判断するものです。案内図をご覧ください。申出地は、・・・より西北西〇〇メートル付近にあります。航空写真をご覧ください。南西側は県道に面した、県道より一段高い土地になります。県道に面している南西側以外は、山林に囲まれているような状況です。現況は、緩い傾斜地で雑木と竹が密集しており、かなりの期間、不耕作の状態であると思われます。なお、本申出地については、法第30条の利用状況調査の結果は令和2年から黄色判定となっております説明は以上でございます。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

6番彦久保 利平委員 6番彦久保です。ただ今事務局より説明のあったとおり、竹藪の状態です。現地の状況ですが、非農地の判断をした場合、住宅建築とか利用できるような状態であるか判断いたしました。この土地の両側は沢となっており、県道から一段高い所です。住宅など建築できる状態ではありません。長年耕作もされておられません。砂防指定地の看板も設置されている状況です。赤道もありますが、・・・の祀ってある場所へ行くだけのような所です。非農地判断はやむを得ないと思われます。推進委員の意見も併せてお聞き下さい。

5区新井 明弘農地利用最適化推進委員 5区の新井です。彦久保委員、事務局説明のとおりです。ご審議下さいますようお願いいたします。

5区高田 忠一農地利用最適化推進委員 先日現地を確認してまいりました。皆さんが説明したとおりですのでやむを得ないと思っています。ご審議をよろしくようお願いいたします。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

13番設樂治夫委員 申請地の周りは山林なのでしょうか。そしてこの周りに太陽光発電、埋め土産廃などの計画は無いのでしょうか。

事務局（笠原主査） 申請地周辺は山林です。左右は沢が流れており砂防指定地の看板が設置されています。委員のおっしゃるような計画は聞いておりません。

6番彦久保 利平委員 設樂委員のおっしゃるような計画は聞いておりませんし、状況から判断してそのような計画ができるような場所では無いと思います。周辺はがけ地と山林でして、砂防の堰堤も設置されており、何にも出来ないような状況です。

議長（衆東男会長）他に質疑等ございませんか。質疑無しと認めます。議案第14号について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものとする判断について、賛成する諸君の挙手を求めます。

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり該当しないことに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（衆東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもちまして 秩父市農業委員会 令和5年第3回定例総会を閉会いたします。